

令和6年度 長崎県の施策に関する要望・提案書



原城跡世界遺産センター整備イメージ



南島原市

南島原市の市政推進につきましては、かねてから格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、急速に進展する少子・高齢化、若年層の流出、地域経済の低迷など多様な課題に直面し、さらに、島原半島の南部に位置する地理的要因により、陸上並びに海上交通の整備が遅れ、市内産業の発展に支障をきたすなど、市を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

また、安全・安心な暮らしの確保や様々な交流を活性化する各種社会基盤の整備なども重要な課題となっております。

このような中、本市総合計画に掲げる『これからも 住み続けたい住んでみたいまち』の実現に向け、各施策に全力で取り組んでいるところであります。

しかしながら、各施策を着実に推進し、市民の思いを実現するためには、地域の実情に即した制度の創設や財源措置など、国・県のご理解とご支援が不可欠であります。

つきましては、本市の状況をご賢察いただき、次の要望に対しまして、特段のご配慮、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月17日

南 島 原 市 長

松 本 政 博

南島原市議会議長

吉 田 幸 一 郎

目 次

1. 構想路線「島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港）」の 早期事業化について	1 -
2. 堂崎港埋立地の企業立地に向けた協力等について	3 -
3. 原城跡世界遺産センター整備事業に係る支援等について	5 -
4. 島原・天草・長島架橋構想の推進について	7 -
5. 原城前バス停における安全の確保について	8 -
6. 島原手延そうめんの産地振興について	9 -
7. 土石流被災家屋保存公園を含めた道の駅ひまわりの 再整備について	10 -
8. 医療・介護の継続的な充実について	11 -
9. 海藻養殖（ヒジキ）の生産支援について	13 -
10. 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）の 予算確保について	14 -
11. 自転車歩行者専用道路の整備及び利活用の促進について	15 -
12. 一般国道251号の安全・安心対策について	18 -
13. 構想路線「島原半島西回り道路」の調査検討について	19 -
14. 一般国道389号の整備促進について	20 -
15. 主要地方道小浜北有馬線（北有馬町坂下地区）の 新規事業化について	21 -
16. 二級河川の整備について	22 -
17. 学校施設環境改善交付金について	23 -

1. 構想路線「島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港）」の早期事業化について

島原半島地域の強靱化並びに暮らしの安全・安心のため、構想路線「島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港）」の早期事業化をお願いいたします。

（事業概要）

島原天草長島連絡道路

計画延長 約 3 0 k m

計画区間 深江町～口ノ津港

（理 由）

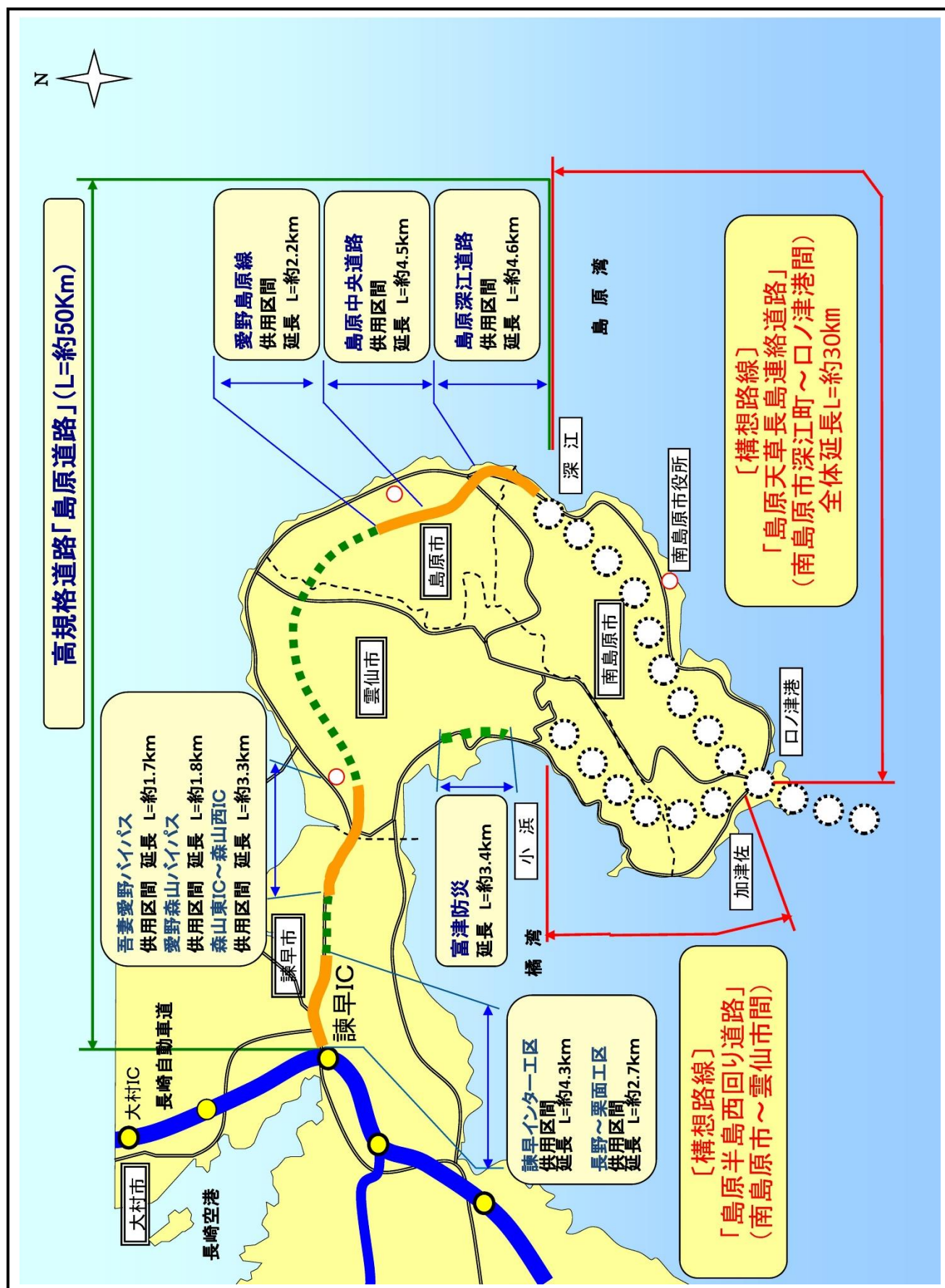
国において、令和 2 年 1 2 月に「防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、その中で「高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化」が重点的に取り組む対策として位置づけられ、加えて、令和 3 年には、国・県の新広域道路交通計画に、南島原市が起点となる「島原天草長島連絡道路」が構想路線として公表されました。

今日、「島原道路」は事業路線となり整備が着々と進められている状況にあり、半島地域の道路ネットワークへの期待は高まっております。

また、令和 6 年の能登半島地震では、多くの道路が被災し、交通が遮断され、物資や人材の輸送が滞るなど、半島特有の課題が浮き彫りとなりました。

南島原市においても、「島原道路」と「島原天草長島連絡道路」が繋がることにより、島原半島南西部に位置する南島原市地域の防災面、救急医療面において、命を守る道路整備と道路網の強靱化が図られることから、早期事業化について、国・県に御協力をいただいているところでありますが、より一層の取り組みをお願いいたします。

(構想路線「島原天草長島連絡道路」)



2. 堂崎港埋立地の企業立地に向けた協力等について

市が取り組む堂崎港埋立地への企業誘致に対し、長崎県のより一層の連携強化をお願いします。

また、堂崎港埋立地構内道路の長崎県による整備をお願いします。

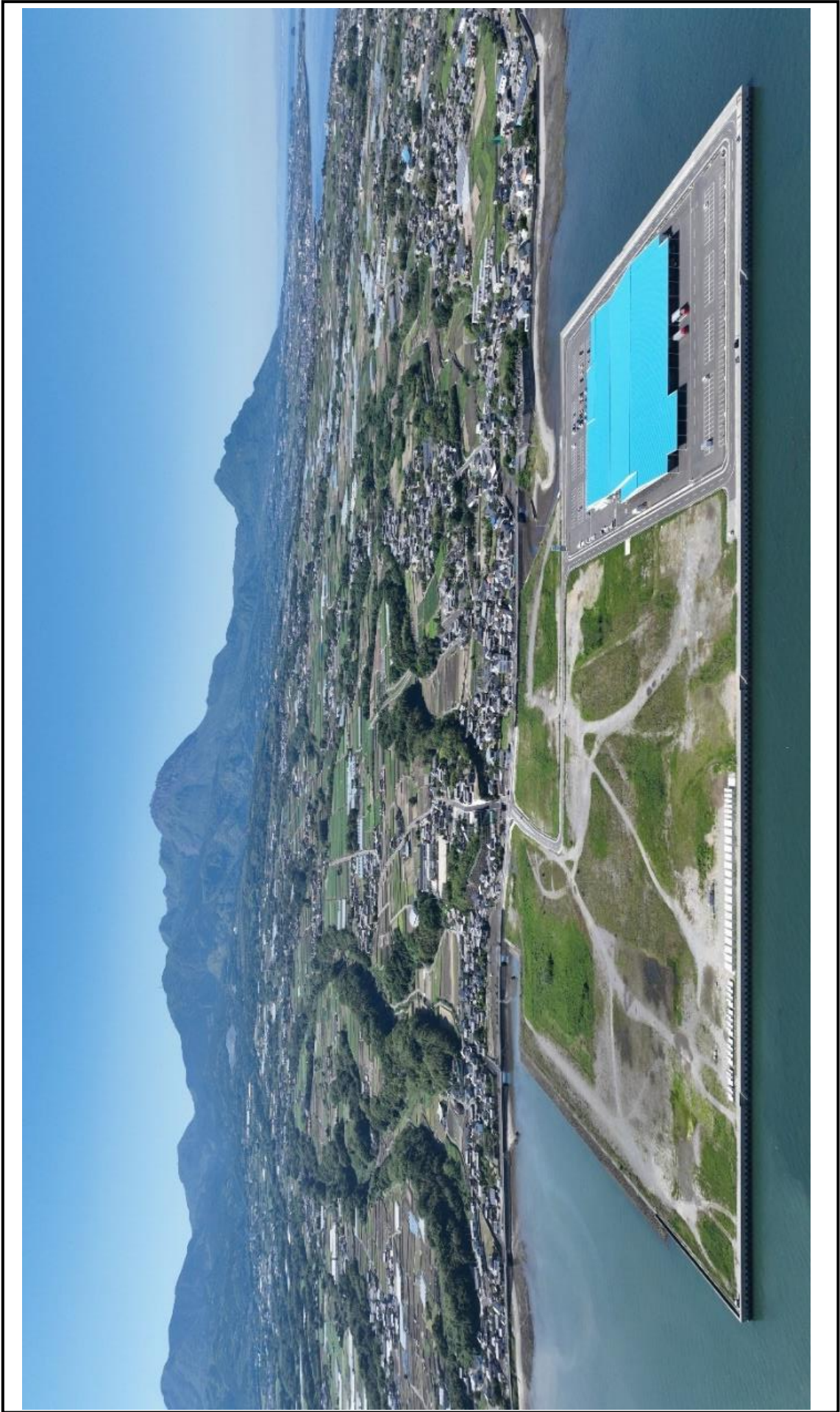
(理 由)

堂崎港埋立地については、少子高齢化や地域経済の縮小などの本市が抱える課題を解決するため「生産・流通団地として活用」する方針を令和2年3月に示し、埋立地において企業誘致による雇用の創出を進めたいと考えています。長崎県におかれましては、本市の方針に沿った埋立地の利用計画の変更や先行した第1工区の竣功、構内道路の一部整備など、埋立事業を積極的に推進していただき、令和6年3月には埋立地全体の竣功認可を終えられております。これまでの多大なご尽力に対し、感謝申し上げます。

令和6年度には長崎県による登記等の手続きが行われ、その後市が長崎県から土地を購入する手続きに着手することとしております。

今後企業誘致を本格化することとしていますが、企業誘致を進めるにあたって、堂崎港埋立地に適した誘致企業の選定や各種優遇制度等について、県と市がより一層連携を強化して推進ができるよう、ご協力をお願いいたします。

また、企業誘致のための分譲に先立って、利用計画に沿った構内道路の整備が必要ですが、一部竣功の際の構内道路整備と同様、埋立地の売却益を活用した長崎県による道路整備をお願いします。



3. 原城跡世界遺産センター整備事業に係る 支援等について

「原城跡世界遺産センター」は、世界遺産のガイダンス施設を中心に物産販売や観光案内機能を有する施設として整備を進めています。

令和8年度に予定している施設の開業に向けた協力や助言、情報提供・PR等について、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(理 由)

原城跡世界遺産センターは、「長崎県文化観光推進地域計画」における島原地区の拠点施設として、長崎県の文化観光を強力に推進していくうえでも重要な施設であります。

長崎県内の各構成資産に周遊を促すきっかけを作り出すとともに、市民や観光客が多く立ち寄り、本市の魅力ある特産品を手にとっていただき、基幹産業である農水産業や商工業の振興を図るための施設として、現在整備を進めております。

しかしながら、ガイダンス施設の展示や物産販売所の運営、観光振興のためのプロモーションなどに関する情報等が不足している状況にありますので、助言や情報提供、開業に向けた連携・協力等について、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(原城跡世界遺産センター整備予定地及び館内イメージ)



原城跡世界遺産センター館内イメージ

4. 島原・天草・長島架橋構想の推進について

九州西岸軸の形成による地域間連携を推進するため、島原・天草・長島架橋構想の推進につきまして、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

(理 由)

島原・天草・長島架橋構想につきましては、平成27年8月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、「海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組む。」と記述されており、また、同計画を受け、平成28年3月に国土交通大臣により決定された九州圏広域地方計画におきましても、「長崎、熊本、鹿児島 の 3 県 に ま た が る 九 州 西 岸 地 域 に お け る 多 様 な ネ ッ ト ワ ー ク の 形 成 に よ る 交 流 ・ 連 携 機 能 の 強 化 を 図 る 。」 と 記 述 さ れ た と こ ろ で あ り ま す 。

本市にとりまして、島原・天草・長島架橋を中核とした高規格道路で結ぶことによる産業・経済・文化・観光など多方面への波及効果は大きいものがありますので、島原・天草・長島架橋建設に資する調査の再開につきまして特段のご高配をお願いいたします。

5. 原城前バス停における安全の確保について

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡に隣接する、原城前バス停において、利用する地域住民及び観光客と通行車両双方が、安全・安心して通行できるようバスベいの整備をお願いいたします。

(理 由)

一般国道251号に設置されている原城前バス停においては、路線バスの停車時に直進車の阻害による交通事故も多発しており、地域住民の安全性向上のため、早急な安全対策が必要です。

加えて、バスの乗降時や待機スペースが外側線と私有地の間の約1m程度しかないため、通行する自動車との距離も近く、併せて、当該地がカーブになっているため見通しも悪いことから、利用者の安全・安心を脅かしている状況です。

また、本市において、世界遺産センターを令和7年度完成に向けて整備を進めており、令和8年度には地域住民や観光客で年間14～15万人程度の集客を見込んでいます。

当該センターの最寄りバス停が原城前バス停となることから、利用者の増加に伴う交通事故等の発生が懸念されます。

以上のことから、原城前バス停を利用する地域住民及び観光客と通行車両双方の安全・安心を確保するため、バスベいの整備をお願いいたします。

6. 島原手延そうめんの産地振興について

島原手延そうめんの主原料である小麦粉の価格が高騰しており、製造に大きく影響しています。

つきましては、安定したそうめん製造、産地の振興について引き続き積極的な支援をお願いいたします。

(理 由)

本市の特産品である島原手延そうめんの主原料である小麦粉の価格が高騰しています。国により対策が講じられているところですが、小麦粉価格の高騰は消費者のみならず、そうめんの製造にも大きく影響していることから、国に対し小麦価格の抑制について、継続した支援を働きかけいただきますようお願いいたします。

また、島原手延そうめんの付加価値向上を図るため、令和3年に「南島原市そうめん小麦研究会」を設立し、現在、地元産小麦の試験栽培や研究を行っております。引き続き積極的なご支援をお願いいたします。

7. 土石流被災家屋保存公園を含めた道の駅 ひまわりの再整備について

深江町にある土石流被災家屋保存公園の再整備をお願いいたします。また、本市をはじめ島原半島の観光拠点でもある道の駅ひまわりへの積極的なご支援をお願いいたします。

(理 由)

土石流被災家屋保存公園は、雲仙普賢岳噴火災害による土石流被災家屋を保存し遺構公園とすることで、災害の脅威と教訓を後世に伝承し、防災の重要性を県内外に伝え、県民の防災意識を促すために平成11年に長崎県によって整備され、令和4年度はコロナ禍の中、約9万人(R4.12～R5.2は改修のため閉鎖)の来訪があったところです。

しかし、近年、屋外の被災家屋は、経年劣化により屋根が崩落するなど、当時とは大きくかけ離れた状態になっていたため、令和3年度に長崎県により2棟を解体、撤去していただいたところです。

残り6棟についても、長崎県において補修等を行っていただいておりますが、風雨にさらされる屋外に展示された被災家屋を遺構として維持していくことは大変難しいと考えております。

また、本市にある島原半島唯一の道の駅について、令和5年4月より道の駅ひまわりとして営業を開始しているところではありますが、利用者の利便性、安全性の向上を目的とし、今後、民間が所有する施設の改修や駐車場から施設への出入口の変更等も計画されています。道の駅ひまわりは、島原半島の観光拠点として重要な施設であり、さらなる観光客の獲得や満足度向上には、土石流被災家屋保存公園との一体的な整備と長崎県の積極的なご支援が必要と考えております。

以上のことから、「土石流被災家屋保存公園の補修等整備のあり方検討委員会」において、被災家屋の撤去跡地の活用及び公園全体の将来的な使い方については未定であるため、継続的に協議を進めていただき、土石流被災家屋保存公園を含めた道の駅ひまわりの再整備とご支援をお願いいたします。

8. 医療・介護の継続的な充実について

地域で暮らす住民誰もが安心して安定的な医療サービスを受けられるように、救急医療の充実、介護事業に対する従事者の確保及び在宅医療の促進に向けて、実効性のある施策及び十分な財政措置を講じるよう国に強く要望していただくとともに、財政的な支援策を講じていただきますようお願いいたします。

(理 由)

本市は県内においても特に医師の高齢化が進み、開業医の閉院に伴い、住民の通院や既存の医療機関に大きな負担が生じており、日常の医療サービスに影響をきたしております。また、住民の健康を支える「かかりつけ医」は地域に欠かせない存在であります。令和4年度に診療所2ヵ所、令和5年度にも2ヵ所の診療所が相次いで閉鎖されたことから、地域住民の中で医療提供体制への不安が一層高まっております。

このため、本市においては市民の皆さんが健康で安心して生活していくうえで欠かせない日常の医療サービスをはじめ、住民健診や母子保健、学校保健などを適切に維持していくことは喫緊の課題であることから、令和6年度に「診療所の開設・承継」と「在宅医療」などを促進する本市独自の支援制度を創設することにいたしました。

具体的な支援内容については、今後、県や地元医師会などのご意見を踏まえながら、早急に検討を進めて行きたいと考えておりますので、県におかれましても、第8次医療計画に沿った支援を講じていただくとともに、「介護事業」に対する従事者の確保、「在宅医療」の促進に係る財政的な支援策を講じていただきますようお願いいたします。

また、県内において救急搬送の困難事例が生じていることから、令和6年度に「救急安心センター事業」が開始されることとなりましたが、本市を含む医療圏域内においては、半島という地理的状況

から救急医療における地域住民の不安が大きく、日常の医療サービスにおきましても、既存の医療機関への負担が大きくなっております。

つきましては、導入される救急安心センター事業に係る経費に対する支援や遠隔医療などを促進する財政的な支援策を講じていただきますようお願いいたします。

9. 海藻養殖（ヒジキ）の生産支援について

南島原市で盛んな海藻養殖業の生産量の安定のため、ヒジキの種苗生産への技術支援をお願いいたします。

（理 由）

本市は海藻養殖が盛んで、多くの漁業者が生産しております。

ワカメ養殖の技術支援については、フリー配偶体培養技術における種系の試作の成功や養殖試験等による高水温で成長する品種の作出について、一定の成果がでていることの報告を受けております。今後は、さらなる形質の安定化のため、養殖試験等の継続をお願いいたします。

一方、ヒジキについては、全ての漁業者において種苗生産の方法が難しく、種糸を県漁連から購入しており、自主での種苗生産は行っておりません。また、年々種苗代も高騰している状況です。

そのため、ヒジキの種苗生産への技術支援について、昨年度に引き続き、海藻養殖業の生産量の安定のために積極的なご支援をお願いいたします。

10. 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）の 予算確保について

農地の有効利用による生産性の向上を図るため実施していただいている県営畑地帯総合整備事業につきましては、市といたしましても、農業の発展には基盤整備事業が最重要であると考えております。今後も早期の完成に向けて、ご尽力賜りますようお願いいたします。また、今後予定している地区並びに新規地区の事業推進につきましても特段のご配慮をお願いいたします。

（事業概要）

○現在整備中の事業

見岳地区畑地帯総合整備事業

馬場地区畑地帯総合整備事業

津波見地区畑地帯総合整備事業

○今後整備予定の事業

有家中部地区畑地帯総合整備事業

（理 由）

基幹産業である農業の振興を図るためには、効率的で生産性の高い農業経営を行うことが必要であり、そのためには生産基盤の整備、特に農地の整備が最も効率的な手段であることから、県のご指導ご支援の下、地元と一体となり圃場整備事業に取り組み、令和5年度末に完了した空池原地区を含め、これまで12地区755.9haの圃場整備が完成したところであります。

現在、事業実施中であり見岳地区、馬場地区、津波見地区を始め、事業申請に向けて、有家中部地区の事業推進に取り組んでいるところですが、事業を進めていくにあたり安定的な予算の確保が必要であり、また、工事期間中の農家の所得、生産性を確保していくためには、作付け時期に合わせた工事の実施が求められます。

つきましては、計画的かつ効率的な事業実施のためにも、当初予算での必要額の確保をお願いいたします。

1 1. 自転車歩行者専用道路の整備及び利活用の促進について

市道南島原自転車道線整備事業について、早期完成に向け事業を推進し、自転車歩行者専用道路の利活用による地域活性化を図るために、引き続きご支援とご協力をお願いいたします。

(理 由)

本市では南島原市自転車活用推進計画に基づき、令和2年度から島原鉄道南線跡地を自転車歩行者専用道路として、社会資本整備総合交付金、地方創生道整備交付金並びに過疎対策事業債におきまして長崎県のご配慮を頂き、令和6年度完成を目指して整備を進めており、現在約16キロメートルを供用開始しております。

また、この自転車歩行者専用道路を活用し、通勤・通学における安全・安心な道路としての利用、地域社会への自転車の普及と地域の魅力向上、活性化を図り、持続可能なまちづくりを目指すこととしております。

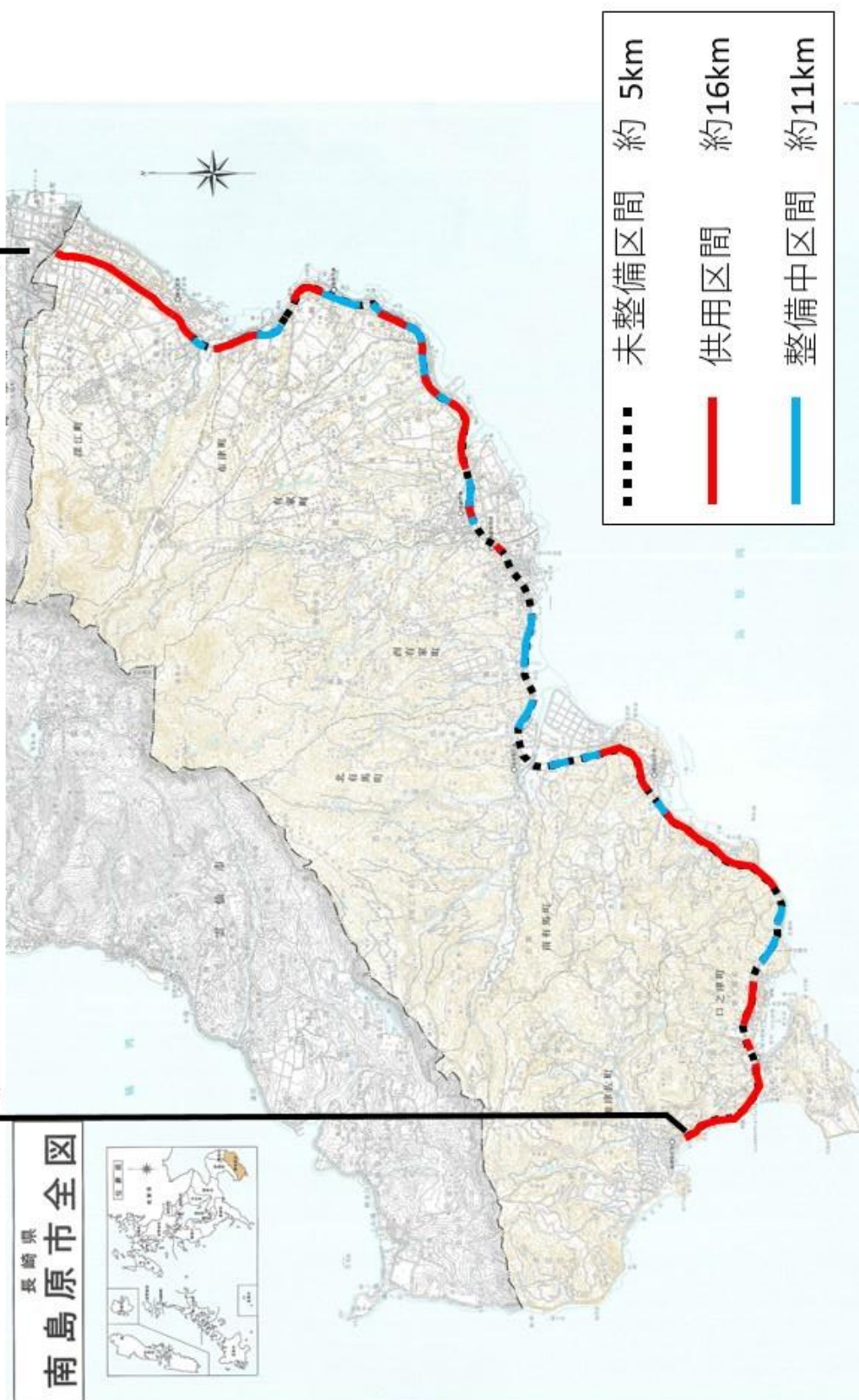
本年度完成予定であります自転車歩行者専用道路の整備につきまして、完成に向けて鋭意努力しておりますので、県におかれましても、予算の確保及び事業推進に引き続きご支援をお願いいたします。

また、今後は自転車歩行者専用道路を活用した各種イベントの開催や旧駅舎の利活用などを含めたソフト事業の展開を行い、市民の日常利用のみならず来訪者の受入環境の充実に取り組むこととしておりますので、長崎県のご協力とご支援をお願いいたします。

(鉄道廃線跡地を活用した自転車歩行者専用道路の整備概要)

南島原自転車道線通行可能区間（全体位置図）

南島原自転車道線整備区間 L=32.1km



(鉄道廃線跡地を活用した自転車歩行者専用道路の供用区間)

現在の自転車歩行者専用道路 一部供用開始区間

旧加津佐駅付近（起点）



旧白浜海水浴場前駅付近



口之津大屋付近



南有馬長浜跨道橋付近



布津こんぴら公園付近



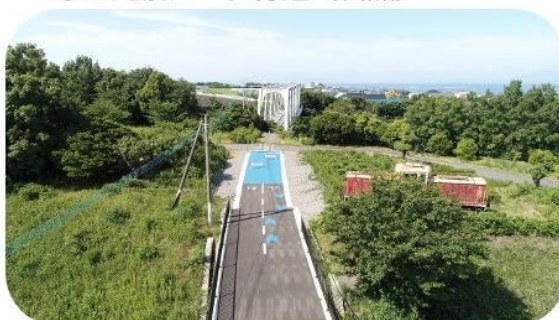
深江中学校付近



ふかえ桜パーク付近



ふかえ桜パーク付近（終点）



12. 一般国道251号の安全・安心対策について

平素より一般国道251号の整備・管理につきまして、ご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今後も、地域住民の安全性向上のため、早急な道路災害防除事業及び交通安全施設等整備事業の整備促進及び事業着手をお願いいたします。

(要望概要)

＜交通安全施設等整備事業＞（歩道整備）

○布津町新田橋～深江町県道雲仙深江線交差点の区間

○深江町大木交差点～道の駅ひまわりの区間

＜道路災害防除事業＞（災害防除工事）

○加津佐町権田～雲仙市南串山町赤間

(理 由)

一般国道251号の布津町新田橋付近から深江町県道雲仙深江線交差点間の歩道につきましては、平成25年度より着手していただき、安全な通行空間の確保に向けて整備が進められており、引き続き事業の促進をお願いします。今回、深江町大木交差点から道の駅ひまわりの区間におきましても、小・中学生の通学や、高校生の通学、市民の通行において非常に危険な状況となっており、事業の着手をお願いします。

また、加津佐町権田から雲仙市南串山町赤間区間の4.6kmは、13箇所にロックシェッドが設置されていますが、事前通行規制区間であり、時間雨量30mm又は連続雨量120mmに達した場合は度々通行止めとなり、国道としての役割を十分に果たすことが出来ず、地域住民の生活にも支障をきたしております。

つきましては、上記の区間について引き続き対策事業の実施と、安全で安心して通行できるように適切な補修対策などをお願いいたします。

1 3. 構想路線「島原半島西回り道路」の調査検討について

南島原市南西部の生活の安心・安全に向けたライフラインの維持と安全性が高い道路ネットワークを形成する道路として、島原半島西回り道路の調査検討を図っていただきますようお願いいたします。

(理 由)

島原半島南西部においては、「島原道路」の利用度は低く、頼るべき幹線道路は、一般国道251号と一般国道57号であり、本市の南西部地区（北有馬町から加津佐町）の住民にとって、極めて重要な幹線道路であります。

しかし、一般国道57号の雲仙市愛野町から小浜町においては代替道路がなく、災害等により遮断された場合、日常生活や経済活動、高齢化の進行に伴い増加傾向にある救急搬送への支障が想定されるため、住民の大きな不安材料になっております。

これらの諸問題の解消を図るために、本市南西部のライフラインの維持と安全性が高い道路ネットワークを形成する道路として、また、令和4年3月に新規事業化が決定された「富津防災」道路を足掛かりとした、本市につながる重要な幹線道路として「島原半島西回り道路」の調査検討を図っていただきますようお願いいたします。

1 4 . 一般国道 3 8 9 号の整備促進について

一般国道 3 8 9 号（北有馬町論所原地区）の整備促進をお願いいたします。

（事業概要）

計画延長 2, 8 5 0 m 幅員 5. 5 m（7. 0 m）

計画区間 北有馬町論所原～雲仙市小浜町

（理 由）

一般国道 3 8 9 号は、雲仙市国見町多比良港（有明フェリー発着港）から雲仙市小浜町雲仙を経由し、口之津町口ノ津港（口之津鬼池観光フェリー発着港）に至り、島原半島を縦断する行政、産業、経済、観光に直結する生活関連道路として重要な道路であります。

特に、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産「原城跡」と「島原半島ジオパーク」の雲仙温泉を最短で繋ぐ路線であり、また、2 か所の海上区間を経由することから、頻繁に大型観光バスが通行しており、幅員狭小でセンターラインが無い区間も多く、車両の離合が困難で、地域住民の生活に支障が生じております。

引き続き、未整備区間の整備促進をお願いいたします。

1 5. 主要地方道小浜北有馬線（北有馬町坂下地区）の新規事業化について

主要地方道小浜北有馬線（北有馬町坂下地区）の新規事業化につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

（事業概要）

要望延長 1, 6 0 0 m 幅員 5. 5 m (7. 0 m)

要望区間 北有馬町坂下地区

（理 由）

主要地方道小浜北有馬線は、島原半島南部地域と諫早、長崎を横断的に結ぶ最短距離の県道で、産業経済はもとより、観光地への連絡道路や災害時には一般国道 5 7 号、2 5 1 号の通行止めによる代替道路として、県央地区に直結する重要な幹線道路であります。

小浜町大亀から北有馬町矢代間の「(仮称) 大亀矢代トンネル」および橋りょう上部工の整備について、令和 9 年度中の完成を目指して推進いただき感謝申し上げます。

しかしながら、「(仮称) 大亀矢代トンネル」から南側の北有馬町坂下地区の道路事情は、見通しの悪いカーブがあり、交通事故も発生し、安全な通行に支障を来たしている状況でありますので、通行の安全と定時性の向上のために、当該区間の継続した整備計画の策定と新規事業化をお願いいたします。

16. 二級河川の整備について

河川災害防止のため、緊急浚渫推進事業等による二級河川内の堆積土砂の浚渫・川竹等の除去について、今後も計画的な実施に向けてご尽力賜りますようお願いいたします。

また、治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置について、国への働きかけをお願いします。

(要望河川)

○特に要望する河川

深江川、有家川、有馬川、堀川
(浚渫・川竹等の除去など)

(理 由)

一部の河川におきましては土砂除去の対策に着手して頂いていますが、深江川、有家川、有馬川、堀川において、河川内の土砂堆積や川竹等繁茂により河川断面を閉塞しており、降雨時には護岸を越水し、農地に被害を及ぼす恐れがあります。

つきましては、浸水被害の解消・軽減を図り、安全で安心できる災害に強いまちづくりの推進のために、緊急浚渫推進事業等による河川の浚渫や川竹等の通水障害物の除去について、継続して計画的な実施をお願いいたします。

また、南島原市が管理します河川につきましても、土砂堆積や川竹が繁茂し、河川の氾濫や浸水被害が懸念されているところです。被害を未然に防止するため対策事業を実施してまいりましたが、地方財政措置における「緊急浚渫推進事業」が令和6年度まで、地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」が令和7年度までの時限措置となっているところです。しかしながら、本市が管理する準用河川や普通河川の箇所数が多く、継続的に実施する必要がありますので、治水事業全般に対する継続的な財政措置につきまして、国への働きかけをお願いいたします。

1 7. 学校施設環境改善交付金について

学校施設環境改善交付金の十分な予算措置について、国へ要望していただきますようお願いいたします。

(理 由)

全国の公立学校施設は約 7 割が建築後 2 5 年以上、本市においても約 7 割が建築後 4 0 年以上経過しており、施設の老朽化対策が深刻な課題となっております。

このような状況から、児童生徒の安全・安心で快適な教育環境を保持する上で、大規模改修工事等を行う必要があり、その財源確保に苦慮しております。

施設の適切な維持管理を行うためにも、学校施設環境改善交付金は本市にとって必要不可欠な交付金でありますので、引き続き、十分な予算措置について強く国へ要望していただきますようお願いいたします。